

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	土採取規制条例				
条 例 番 号	昭和47年年神奈川県条例第10号	法 規 集	第11編第6章		
所 管 室 課	県土整備局 河川下水道部 砂防課				
条 例 の 概 要	土の採取に伴う災害防止及び採取跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取の規制地域における採取計画等の届出の規定など必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、宅地造成等に必要な土の採取に伴う災害の防止等を図るため、土の採取について一定の規制を行うものである。この条例で届出が必要な土の採取の事例は、平成20年度以降はないものの、規制の必要性は現在でも変わらないため、本条例は必要である。			【届出件数】 令和5年度：0件 令和4年度：0件 令和3年度：0件 令和2年度：0件 令和元年度：0件
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例は、土の採取を行おうとする場合に、知事に計画等の届出を義務付け、知事は、届け出た者に対して、災害防止のため必要な措置を命じることなどを規定し、罰則規定などにより、義務の履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効である。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例は、土の採取に伴う土砂の崩壊及び流出その他の災害が発生するおそれがある地域を知事が指定し、当該地域に限って、土の採取計画の届出を義務付けるなど、必要最小限の規制で、効率的なものとなっている。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」政策分野別の基本方向「大規模な災害や新興感染症への対応力の強化」の内容に即したものであり、土の採取について必要な規制を行うことにより、災害を防止し、採取跡地の緑化等を図ることは、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	本条例は、土の採取計画の届出の規定などを定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。		
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			